

大分市未収金徴収対策について

1 経過

本市では、平成19年9月に大分市未収金徴収対策会議を設置し、平成21年度までの3カ年を計画期間とする未収金徴収対策方針をとりまとめ、この方針に基づき各種対策を推進することで着実に成果をあげてまいりました。

このたび、これまでの3カ年の成果を踏まえ、平成22年度から平成24年度までの3カ年を計画期間とする新たな未収金徴収対策方針を策定したところであり、今後、方針に掲げる目標の達成に向けて取り組みを強化推進し、未収金の解消を図ることといたしました。

2 基本方針

地方分権が進む中、国から地方への税源移譲が行われましたが、これは地方の財源を制度的に保証する一方、国からの補助金や交付税の減少をもたらしました。

今後は、税をはじめとする市債権の徴収力を向上させなければ財政、ひいては行政サービスの質を左右しかねない状況になってきています。

また、同じ行政サービスを受けながら一方で負担を負う人がいて、他方で負わない人がいるという不公平な状況を放置することは、行政に対する信頼を損なうものといえます。

今後は、徴収に必要な知識・ノウハウを全庁的に共有化し、徴収対策を強化・実施することによって財源及び納付秩序を確保してまいります。

3 未収金徴収対策・発生防止対策

未収金を「徴収可能」「徴収不可能」「継続調査」に仕分けしたうえで次の取り組みを実施します。

- (1) 自主納付対策（訪問徴収の強化及び納付指導、催告、督促の強化等）
- (2) 相続人に対する納付対策（納付指導、催告及び督促等の実施等）
- (3) 居所不明者対策（調査及び納付指導の実施等）
- (4) 債権回収対策（財産調査、滞納処分及び私債権法的整理の実施等）
- (5) 組織的取組（関係部署の連携強化、情報・ノウハウの共有等）
- (6) 民間活用（インターネット公売の実施、収納事務民間委託の検討等）
- (7) 長期的又は悪質な滞納者対策（施設使用更新拒絶、サービス停止等）
- (8) 未収金の発生防止（期限内納付の指導、制度・手続の説明、広報強化等）
- (9) 納付環境の整備（口座振替の加入促進、コンビニ納付の拡充等）

4 職員の資質向上

これまでの3ヵ年では、職員研修等で得た知識・ノウハウを活用することで、未収金徴収のための法的対応を拡大することができました。

今後は、法的対応を一層強化するとともに、住民監査請求や住民訴訟などにも適切に対応できる体制を構築するため、法的知識を持つ職員を育成し資質の向上に努めてまいります。

5 数値目標の設定

これまでの3ヵ年で培った知識や徴収体制をさらに強化向上させ、下記に掲げる数値目標を設定します。

(1) 未収金徴収額

【目標】平成21年度末における未収金累計額87億2千7百万円から3年間で32億1千6百万円を徴収する。

(単位：百万円)

目標額	平成21年度末 未収金累計額	未収金徴収額			合計徴収額
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	8,727	1,729	914	573	3,216

(2) 未収金収納率

【目標】平成24年度末における未収金収納率を20.5%とする。

(単位：%)

目標率	平成21年度 収納率	未収金収納率		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
	19.6%	20.0%	20.3%	20.5%